### みはる野自治会細則

(目的)

第1条 この細則は、自治会運営の細部を定めることにより、会員の参加と責任を明確にするために定める。

## (会員)

- 第2条 みはる野自治会の会員は下記に定める。
  - 2. 一般会員。
  - 3. 準会員は特別な事情により、本人の申し出により役員会で定める
  - 4. 特別会員は居住にかかわらず、会の趣旨に賛同することの申し出により役員会で定める。

## (会員の役割)

- 第3条 会員の役割は下記に定める。
  - 2. 一般会員は各班で定められた順に班長を務め、自治会の各専門委員会に所属する。
  - 3. 準会員及び特別会員は班長業務等を免除することができる。

## (会費)

第4条 会費 は300円(一ヶ月) ただし、途中自治会加入者は加入月の翌月分から年度末(3月) までを徴収。

# (役員、部門の活動費)

第5条 自治会内規第7条に定める役員、部門、の活動費は次のとおりとし、その支払いは次のとおりとする。

会長	年額	180,000円
副会長	年額	20,000円
各部門	年額	10,000円

## (慶弔規定)

- 第6条 自治会員における慶弔等は、次のとおりとする。
  - (ア) 出産祝い金(会員又は同居人)として、5,000円とする。
  - (イ) 災害見舞金、障害見舞金等については、その都度役員会で決する。
  - (ウ) 近隣団体への寄付その他は、交際費として定める。

# (班長の役割)

- 第7条 班長は、自治会活動の班の代表として次の役割を担当する。
  - (ア) 回覧業務及び連絡網業務
  - (イ) 各種集金業務
  - (ウ) 自治会加入推進業務
  - (工) 自治会専門部に必ず所属する。(選任された部長のもとで必要な業務を行う)
  - (オ) その他(環境等への参加)

- 第8条 環境美化活動、防犯、防災等の奉仕活動については、次の規定による。
  - (ア) 自治会内一斉の奉仕活動については、各世帯1名以上の参加とする
  - (イ)参加すべき世帯において、やむを得ぬ事情によって参加できない場合はその旨を班長に届けるものとする。

#### (帳簿等の整理保管)

第8条 自治会の公式帳簿として、次の書類等を整理保管する。

## (帳簿の名称、保管年月日など)

- (ア) 規約、内規、各細則、役員名簿は総会議案書で保存、会議録、財務諸表、仕訳帳、元帳、契約書 (各種保険契約書、貸借契約書、売買契約書、インターネット接続契約書等)、登記書類
- (イ) 整理保管された帳簿等は、交代の際に必ず後任者に全部引き継ぐものとする。
- (ウ) 書類等は、専用の電子媒体をもって整理しなければならない。

## (夏祭りボランティア)

第9条 地区最大のイベントであり、経験者なしでの実施は難しいと考え、夏祭りを永続するため にもボランティアを設置する。

## (表彰)

第10条 会員の善行に対し、表彰状および副賞をもって表彰する。副賞の金額は10,000円とし、 詳細は役員会で決定する。ただし一人一回限りとする。

## (班構成)

- 第11条 班は街区単位で構成し、班員数は原則10名前後として、必要に応じて構成を見直すものとする。
- 第12条 この細則の改正は、役員会の議決による。

#### 附則

- 1. (施行日) この細則は、2010年4月25日より施行する。
- 2. (改定) 2011年4月24日改定(第8条追加)
- (改定)
  2012年4月22日改定(第9条、第10条 追加、第9条 条番号変更)
- 4. (改定) 2015年4月19日改定(第3条修正)
- 5. (改定) 2020年4月5日改定(第3条、4条、7条)
- 6. (改定) 2021 年4月1日改定
  - ・ (準会員を新設のため会費2条以下を4条以下に繰り下げ、会員と会員の役割を明記)
  - ・ (会費の2から5項目を廃止)
  - (第5条の部長活動費を変更)
  - ・ (第7条オの記述を変更)
  - (8条ウを廃止)